

子どもの権利条約

(児童の権利に関する条約)

について考えよう



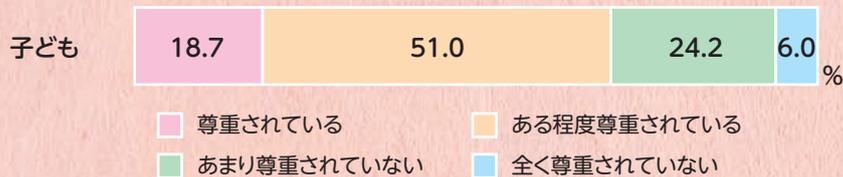
Q. 子どもの権利条約を知っていますか？ (単一回答)



2023年は、全国でいわゆる「不適切保育」が報告されています。今回の人権保育プロジェクトでは、その原因の1つに「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」の認知度の低さがあるのではないかと考えました。

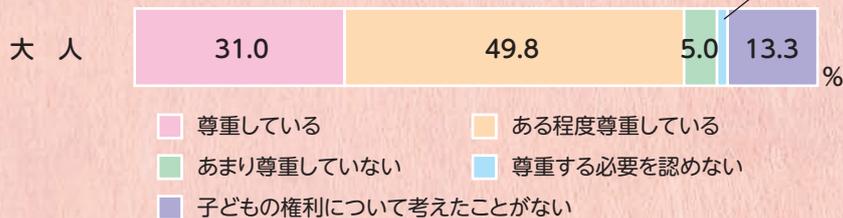
子どもの権利条約は、1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しています。しかし、日本国内で同条約を「内容までよく知っている」と答えたのは、子ども8.9%、大人2.2%に過ぎず、「聞いたことがない」という回答は、子ども31.5%、大人42.9%でした。

Q. 普段、子どもの権利は尊重されていますか？ (単一回答)



また、子どもの権利が尊重されているかという調査では、子どもは69.8%が「尊重されている・ある程度尊重されている」と回答しているのに対し、大人は80.8%が「尊重している・ある程度尊重している」と回答しています。また、大人は13.3%が子どもの権利について考えたことがないと回答しています。その結果から、大人は尊重していると思っていてもそれが子どもには伝わっていないことがあること、さらには子どもの権利すら考えたことのない人がいるということがわかります。

Q. 普段、子どもの権利を尊重していますか？ (単一回答)



今回のリーフレットではプロジェクトメンバーで考えた日常にも起こりうる事例が3本掲載されています。日々の保育が子どもの権利条約の4つの原則にかかわることを改めて考えることができるようになっていきます。職場研修等でぜひご活用ください。

※セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの調査(2019)より



これまでの「子どもの権利」

障害者の権利 → 障害者権利条約 → 1993年 障害者基本法

女性の権利 → 女子差別撤廃条約 → 1999年 男女共同参画社会基本法

子どもの権利 → 子どもの権利条約 → 2023年 こども基本法

これまで、「子どもを権利の主体」とし、その権利が明記される法律はありませんでした。子どもの権利を守る法律がないと、包括的に支援できず、権利侵害が起きてしまったり、政策が後回しになってしまったりすることがあります。

そこで、憲法や子どもの権利条約で認められる子どもの権利を包括的に定め、国の方針を示す「こども基本法」が2022年6月に成立し、2023年4月に施行されました。

その法律を根拠に、子どもがまんなかの社会を実現するために、子どもの視点に立って意見を聴き、子どもにとっていちばんの利益を考え、子どもと家庭の、福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守るための政策に強力なリーダーシップをもって取り組む「こども家庭庁」がつけられました。

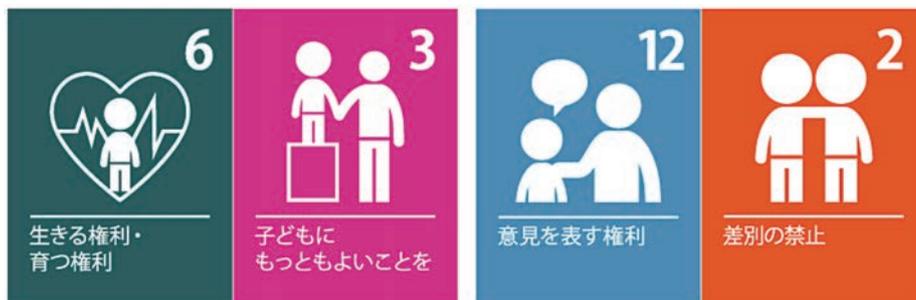
子どもの権利条約 4つの原則を確認しましょう

生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもの意見の尊重 (意見を表明し参加できること)

差別の禁止 (差別のないこと)



※(公財)日本ユニセフ協会 子どもの権利条約アイコンより

特に子どもの参加(子どもが子どもにかかわる事柄について意見を表し、それがおとなに十分に考慮されること)は、それ自体が子どもの権利であるとともに、条約に定められた他の権利が実現するための大切な手段でもあります。

子どもの参加の方法は、子どもの年齢や状況によって様々な形があります。参加する「場」、意見を言える「環境」、意見を聴く「おとなの存在」がどうであるかを考えなければなりません。次のページから始まる事例についてもそういった視点でも考えてみていただければと思います。



事例1

場面

ままごとコーナーで遊んでいる3歳児のそうたさんとめいさん。お家ごっこが始まり、何役をやりたいか相談しています。

そうた：「ぼく、お姉ちゃんになりたい～。絶対お姉ちゃんがいい～」

めい：「男の子はお兄ちゃんかお父さんだよ」

と、そうたさんの言葉を聞いためいさんは怒り出してしまいました。



1. このイラストの場面から読み取れる子どもの思いを吹き出しに記入してみましょう。
2. 子どもの言葉を聞き、保育者はどんな声掛け、かかわりをしますか。
 そうたさんに対して
.....
 めいさんに対して
.....
3. 保育者はどんなことを意識して働きかけましたか。
.....
.....
4. 保育者のかかわりは子どものどの権利を保障することに繋がるでしょうか。
.....
 生命、生存及び発達に対する権利 子どもの最善の利益
 子どもの意見の尊重 差別の禁止
5. このあと、このクラスでどのように保育を展開していくか、また、どのように保護者にかかわっていくか考えてみましょう。
.....
.....



事例2

場面

4歳児クラスでかけっこをしているとき、走り終わったAさんが、次に走る子の応援をしていると「Bさんは走るのが遅い」と言いました。

となりにいたCさんも、Aさんの言葉を聞いて「Bさんは遅い」と言いました。保育者が「どうして遅いと思うの?」と声をかけると、Aさんは「ん〜…」としばらく黙った後、「わからない、まちがえた」と答えました。



1. Aさんのしばらく黙った後「わからない、まちがえた」と答えたことについてAさんはどうしてこの発言をしたと考えられますか。

①Aさんが発したこの発言について意見を出し合しましょう。

②自分だったら、事例のようなことがあったとき、どうしますか。

2. この場面から、子どもの権利について考えてみましょう。

①ここでの保育者のかかわりは子どものその権利を保障することに繋がるでしょうか。

- 生命、生存及び発達に対する権利 子どもの最善の利益
 子どもの意見の尊重 差別の禁止

②子どもの権利を保障するために、保育していくうえで大事にしていかなければならないことはどんなことでしょうか。

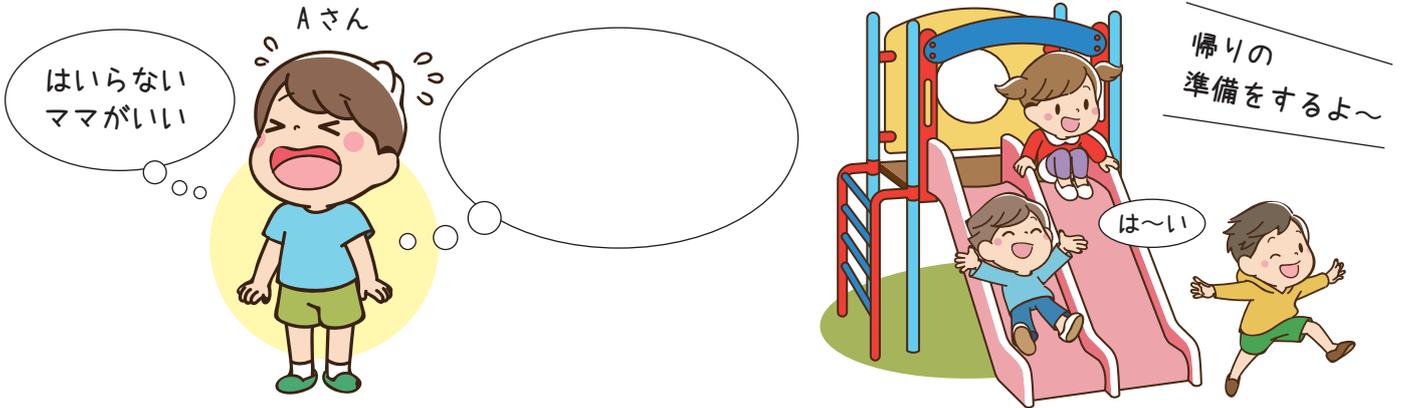
3. このあと、このクラスでどのように保育を展開していくか考えてみましょう。

事例3



場面

夕方の戸外あそび後、帰り支度をするため、保育室へ入るように声をかけました。他の園児は手洗いをして、どんどん部屋に入っていきます。5歳児のAさんは「はいらない」「ママがいい」と言い、その場から動こうとしません。



1. このイラストの場面から読み取れる子どもの思いを吹き出しに記入してみましょう。

2. 子どもの言葉を聞き、保育者はどんな声掛け、かかわりをしますか。

.....

.....

3. 保育者はどんなことを意識して働きかけますか。

.....

.....

4. 保育者のかかわりは子どものどの権利を保障することに繋がるでしょうか。

.....

.....

- 生命、生存及び発達に対する権利
- 子どもの最善の利益
- 子どもの意見の尊重
- 差別の禁止

5. これからAさんや保護者とどのようにかかわっていきますか。

.....

.....

● 事例から考えていきたいこと

● 事例1

この事例では、子どもの権利の特に「差別の禁止」「子どもの意見の尊重」の2つの権利を保障する保育者のかかわりについて考えたいと思います。

「差別の禁止」について考えてみると、めいさんの「男の子は、お兄ちゃんか、お父さんだよ」という発言は、ジェンダーに対しての偏った見方からの発言に感じられます。社会にはまだまだ「女性はしおらしく」「男性は人前で泣かない」といったような性別に紐づけられた役割や、「女らしさ」「男らしさ」といった言葉を聞くことがあります。ジェンダーは生まれたときから意識しているものではありません。めいさんは家庭のなかでそういった考え方であっているのかもしれませんが、また、保育園や幼稚園などでおとながジェンダーに偏った教育・保育や対応を行えば、子どもたちもジェンダーに沿った役割を期待されていることを自覚します。日々の保育のなかで、工作などのときに「男の子は青色、女の子は赤色を使おうね」と決めつけるような言葉かけをしていないか振り返りましょう。

「子どもの意見の尊重」について考えると、めいさんは単純に「私もお姉ちゃんがやりたい」という思いがあったのではないかと考えられます。どうしてそういう気持ちになったのかを丁寧に聞き取り、めいさんの発言を否定することなく、1つの感じ方として受け止めましょう。

子どもたちが自分の思いを自由に表すことができること、「やってみたい」という意欲を大切にするためには、人的環境である保育者自身の考え方やかかわりであると考えます。この事例を、「子どもたちが思いを出し合うことでお互いの思いに気づいたり、自分の思いを大切にされたりする経験ができる機会」と捉え、「どんな考えでもいいんだよ」等、思いを受け止める保育者の姿勢が大切です。

日々の保育のなかで、「自由な考えでいいんだ」と感じられるクラスの雰囲気や保育者と子どもとの関係を築いていくことを大事にし、「やってみたい」という意欲を大切にできるようにしていきましょう。



● 事例2

まずは、子どもが思ったことを言える、言葉を発するということが大事にしたいですね。これは、子どもの権利条約、こども基本法においても保障されていくべきことと明記されています。なぜ、Aさんは、「わからない、まちがえた」と言ったのでしょうか。3つのポイントで考えてみます。

1つめは、保育者のAさんに対する質問の仕方についてです。4歳児であることを考えると、「どうして」と聞かれたとき、Bさんが遅いという事実しか見つからず、それ以外に答えられず黙ってしまった可能性があります。2つめは、「遅いと思うことがいけない」「遅いと言ってはいけない」というメッセージがAさんに伝わっているのではないかとということです。日々の保育のなかで、知らず知らずのうちに保育者の価値観が子どもたちにも伝わり、「遅いと言ったことを怒られるのではないかと…」と、おとなの顔をうかがっている可能性もあります。3つめは、日常の子どもとのかかわりについてです。日々の忙しさのなかで、最後まで話を聞くことができなかつたり、つい強い口調で聞き返してしまつたりして、子どもが話すのをあきらめてしまうような環境になってしまっていないでしょうか。「わからない、まちがえた」とAさんが答えるのをやめてしまう環境を保育者がつくっていませんか。

子どもが思ったことを言える言葉かけができていないか、保育者と子ども、おとなと子どもという関係性が「主と従」というような関係になっていないか、保育者の価値観を押し付けていないか、保育者が自分の言動をふり返ることで、「知らないうちに差別したり、差別を植え付けたり、温存したりする側にいる自分」に気づいていけるのではないのでしょうか。日々の言葉かけや保育者自身も持っている価値観についてふりかえてみましょう。



事例3



Aさんの「はいらない」「ママがいい」という言葉にある思いをどれだけ考えることができたでしょうか。「もっと外で遊びたい」という思いだけでなく、様々な視点でその言葉をとらえてみましょう。

この事例では特に「子どもの最善の利益」について考えたいと思います。「ママがいい」と言ったAさんは※ファミリーサポートを利用しています。お母さんがお迎えに来られるのは週1回程度しかなく、ファミリーサポートの方がお迎えに来てくれています。



帰り支度をする時間がきてもその場から動こうとしないAさんを「駄々をこねるわがままな子」と捉えていますか。帰り支度をする前にふと寂しさがあふれだしてしまう子どもの姿から、その子がどういった家庭背景で育っているのかを考えることが大切です。すると、その子にどのような声かけをするとよいのかを見出すことができるでしょう。

家庭背景に目を向けるというのは、決して家庭の責任にするというわけではありません。保護者の子どもに対する思いやくらしのなかにある悩みを共有し、一緒に考えていくことが大切です。毎日の送り迎えで会うことができないからこそ、家庭訪問をして保護者とじっくり話をしてみることで、ともに子どもの権利を考えていくことにつながります。

園の子どもたちのなかでAさんのように気になる子について話し合ってみましょう。また、家庭訪問をした経験や家庭訪問をすることの意義について考えてみましょう。

※ファミリーサポート…行政がおこなっている子育て支援の取組。
子どもの送迎などを行う。



コラム 家庭背景をみるということ

COLUMN

「家庭支援」は、同和保育運動が起こり始めたときから重要なテーマでした。保育士は、「家庭をどう支援するのか?」「家庭とどのような関係をつくっていくのか?」を問われてきました。この問いに答えるものとして「24時間の生活の組織化」をめざし、子どもが保育所で過ごす時間と家庭で過ごす時間のつながりを意識しながら、子どもたちの生活全体を保護者・地域とともに考えてきました。子どもは社会的な存在であり、社会にある矛盾の影響をダイレクトに受けます。

社会的に不利な状況におかれている子どもたちは、学習や発達の間でも不利な状況におかれやすいといわれています。保護者の心がけの問題なのではなく、家庭のおかれている状況が子どもに影響しているのです。

そして、家庭のおかれている状況の背景には、社会構造上の問題があります。このように考えていくと、保育の現場と家庭がどのように連携しながら子どもたちに不利な状況をはね返す力をつけていくのが重要になってきます。

現在の保育における様々な課題を克服するためには、「家庭支援」のあり方に学ぶ必要があるのではないのでしょうか。

(夢のとびら46号 2020.12.12発行)



子どもの最善の利益

本年、2024年は、日本が「子どもの権利条約」に批准してちょうど30年という節目の年に当たります（1994年批准）。また、昨年2023年4月には、「子ども基本法」が施行されました。「子どもの権利条約」および「子ども基本法」に共通し、そして、今までの条約や法律と異なるのは、子どもを権利の主体とみなしているということです。従来は、子どもは、保護の対象でした。しかし、この条約、法律によって保護の対象であると同時に権利を持つ主体と位置づけられます。これは、何を意味するのでしょうか？

権利の主体として子どもを位置づけるといことは、子どもを人格や意思をもった存在であると位置づけることであり、その人格や意思を尊重するということです。当事者である子どもの人格や意思を無視した形で、「子どもの最善の利益」を決めることも追求することもできないということです。そのため、「子どもの権利条約」において「参加する権利」が定められ、子ども自身自らが関わることにに関して意見を表明する権利などが保障されています。

しかし、保育の現場では子ども自身が意見を表明することは、年齢的に難しいこともあるでしょう。そこで重要となるのが、子どもを知ることです。知ったつもり、分かったつもりで子どもと接し、「子どもの最善の利益」を考えてもおとなにとっての最善の利益の押しつけになってしまう危険があります。どこまでも、子どもを理解しよう、知ろうと取り組むことが必要です。そのためには、もちろん子どもの意見を聞こうとすることも大切です。

このリーフレットが、子どもを理解し、「子どもの最善の利益」を考えるための一助となることを願っています。子どもを理解し、「子どもの最善の利益」を考えるためには、保護者、園の同僚といった子どもを取り巻く様々な人との対話が必要です。その対話のきっかけにこのリーフレットが役立てば幸いです。

人権保育プロジェクト アドバイザー 鈴鹿大学短期大学部 学長 長澤 貴



公益社団法人三重県人権教育研究協議会

<https://www.sandokyo.jp>

○2023年度のリーフレット、バックナンバー等のデータは、公益社団法人三重県人権教育研究協議会のホームページからダウンロードできます。



- ▶2022年度 / 「誰もが安心して過ごすことのできる園・所にするために ～保育でのエピソードをもとにして～」
- ▶2021年度 / 「子どもや保護者の思いを受け止められていますか ～自分の保育をふり返って～」
- ▶2020年度 / 「子どもを認め、寄り添う」とは
- ▶2019年度 / 「乳児期からの人権保育～2歳の生活から考える～」
- ▶2018年度 / 「乳児期からの人権保育～1歳の生活から考える～」
- ▶2017年度 / 「ともに育ち合う保育～保護者とともに～」
- ▶2016年度 / 「ともに育ち合う保育～『障がい児共生保育』の視点から考える～」
- ▶2015年度 / 「あそぼう！つながろう！～心をつなぎ合う意図的なふれあい活動をどのように展開するか～」
- ▶2014年度 / 「自尊感情を育むには… ②」
- ▶2013年度 / 「自尊感情を育むには…」
- ▶2012年度 / 「多文化共生から人権保育を考える④」
- ▶2011年度 / 「多文化共生から人権保育を考える③」
- ▶2010年度 / 「多文化共生から人権保育を考える②」
- ▶2009年度 / 「多文化共生から人権保育を考える①」
- ▶2008年度 / 「いじめ対応の根っこにあるものは？」
- ▶2007年度 / 「節分・雛祭りを人権保育の視点で考える（最終報告）」
- ▶2006年度 / 「節分・雛祭りを人権保育の視点で考える（中間報告）」

